

(様式第9号)

境界証明申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県北本県土整備事務所長

申請者 住所
氏名 印
(電話)

代理人 住所
氏名 印
(電話)

下記の土地と、貴職が管理する下記の土地との境界について証明願います。

記

1 土地の所在 (私有地)

市 (町) 大字 字

2 証明する土地

県道名 線 (国有地・県有地)

一級河川名 川 (国有地・県有地)

普通財産名 線 (川) の (廃道・廃川・廃堤) 敷 (県有地)

境界証明書

北 整 第 号
年 月 日

上記のことについて、別添図面 (赤線で明示した部分) のとおり相違ないことを証明します。

埼玉県北本県土整備事務所長

境界証明申請にあたっての注意事項

- 1 境界証明申請をされる方は、次の要件を具備しなければなりません。
 - (1) 申請地の所有権を有しているか又は所有権者から委任を受けていること
 - (2) 共有の場合には、共有者全員による申請とすること（下記2(2)(3)のとおり、一部の共有者が、申請人となる他の共有者へ委任することでも可）
 - (3) 未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって行い、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと

- 2 前記1(1)の委任の例は、次のとおりです。
 - (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界証明に関する事務を委任するとき
 - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき
 - (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき

- 3 申請書は押印（認印で可）し、次の図書を添付してください。
 - (1) 道路敷地図 県土整備事務所備え付けのものに、証明する箇所を赤で示すこと
河川境界整備図等
 - (2) 案内図 申請地周辺の状況が把握できるもの。証明する箇所を赤で示すこと
 - (3) 地図(公図) 不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の内容を法務局が証明したもの。証明する箇所を赤で示すこと
 - (4) 全部事項証明書 申請地の全部事項証明書（土地）で申請日の3か月以内に交付を受けたもの
 - (5) 委任状 委任者が押印したもの（境界証明申請に関する一切の権限を委任する旨の委任状）
 - (6) 戸籍謄本等 申請者（代理人を選任している場合は委任者）の住所、氏名が全部事項証明書記載の所有者住所、氏名と一致しないときは、戸籍謄本、戸籍の附票、住民票又は土地売買契約書等の申請地の土地所有権者を明らかにする書類を添付すること
 - (7) 承諾書 証明が必要となる境界に接する土地所有者（共有の場合は、共有者全員）が直筆、押印したもの
 - (8) 実測図 道路敷地図等に記載の杭間距離と実測値を併記した現況測量図。証明する箇所の前後の境界杭の区間にある杭の杭間距離及び当該杭の対向にある道路境界杭との杭間距離を測量し、記載する。証明する箇所を赤で示すこと

- (注) 原本還付について
(3) 地図(公図)、(4) 全部事項証明書、(6) 戸籍謄本等 の原本還付を希望する場合は、原本とその写しを各1部提出してください。窓口で、原本と相違ないことを確認した上で、写しを添付図書として受領し、原本は返却します。

- 4 提出部数 2部。ただし、上記3の添付図書のうち、(2)～(8)については、正本に1部のみ添付で可（交付する副本にも控えとして添付を希望する場合は、添付してもよい。）。

- 5 問い合わせ先 埼玉県北本県土整備事務所 管理担当
住所 … 北本市東間3-143
電話 … 048-540-8200（代表）